

心身障害者（児）医療費助成制度について

障害者（児）が病気などで治療を受けた場合、保険診療の自己負担分医療費の助成をうけられます。

【対象者・助成方法・自己負担について】

障害の等級		助成方法	自己負担
身体障害者手帳	1級 2級	受給資格登録申請をした後、市から交付される <u>重度心身障害者（児）医療費助成受給券</u> を医療機関窓口にて提示することで助成が受けられます。	住民税所得割課税世帯 通院1回・・・300円 入院1日・・・300円 調剤・・・自己負担なし
療育手帳	㊸ ㊸の1 ㊸の2 Aの1 Aの2		住民税所得割非課税世帯 通院、入院、調剤 ……自己負担なし
精神障害者 保健福祉手帳	1級		
身体障害者手帳	3級 4級	心身障害者医療費支給申請書に領収書を添付して市社会福祉課に申請することで助成が受けられます。	通院1回・・・600円 入院1日・・・600円 調剤・・・600円
療育手帳	Bの1 Bの2		

※ 入院時の食事代は助成の対象外です。

※ 加入の健康保険から高額療養費、付加金が支給される場合は、それらを差し引いた額を支給します。

※ 診療月の翌月から申請の受付をします。毎月末日までに受付した申請書は、翌々月末日に支給。（都合により変更となる場合があります）

【次のいずれかに該当する方は、医療費助成の対象外です。】

上記の表の障害の等級に当てはまる場合でも、以下の3点のいずれかに該当する場合は、医療費助成は受けられません。

- ① 65歳以上で新たに手帳の交付を受けた方
- ② 医療保険同一世帯の住民税所得割の合計額が235,000円以上ある方で、高額治療継続者（※）ではない方
- ③ 生活保護の医療扶助を受給中の方

※高額治療継続者：更生医療、腎臓機能、小腸機能、免疫機能障害の方や、医療保険の高額療養費の多数該当の方